OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	秘伝の相承と楽書の生成（2）：〔羅陵王舞譜〕から『舞楽古記』へ
Author(s)	中原, 香苗
Citation	詞林. 2009, 46, p. 39-69
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67603
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

秘伝の相承と楽書の生成（2）

――〔羅陵王舞譜〕から『舞楽古記』へ――

中原　香苗

はじめに

「三大楽書」の一つとされ、日本で最初の総合的楽書と評される狛近真撰『教訓抄』をはじめ、鎌倉期から南北朝期にかけて、南都においては多くの楽書が編まれている。

現在その存在が知られているものとしては、近真による〔羅陵王舞譜〕、近真の孫朝葛の手になる『続教訓抄』、順良房聖宣『舞楽府号抄』、『掌中要録』、『掌中要録秘曲』、深観房印円『新撰要記抄』、『尋問鈔』、『竹儛眼集』などがある。

このほか、春日大社に蔵される「春日楽書」とよばれる楽書群が存する。「春日楽書」は『楽所補任』二巻とともに伝存し、『高麗曲』『輪台詠唱歌外楽記』『舞楽古記』『舞楽手記』『楽記』のあわせて五巻が伝わっている。いずれも鎌倉期の書写になるものである。[1]

これら南都において編まれた楽書は、「狛系楽書群」とも総称され、[2]互いに関連の深いものも存する。

秘伝的な性格を有する楽書は、多くは秘事の伝授や、家の存亡の危機に際して、道の相承にともなって生成したと想像されるが、これら南都で作られた楽書を検討することによって、そうした楽書生成の過程が明らかになるのではないかと推察されるのである。

このうち、注目すべきは近真撰〔羅陵王舞譜〕（以下、〔舞譜〕と略称）である。これは、宮内庁書陵部伏見宮家旧蔵楽書の一つである。左方唐楽の楽曲《羅陵王》（《陵王》とも）の楽譜で、舞の譜と笛の譜とからなっている。現存する舞譜のうちでももっとも早い時期に成立したものとして高い価値を有する。[3]

前稿において、この譜と「春日楽書」中の『舞楽手記』との関わりについて述べた。[4]すなわち、『舞楽手記』は、近真の臨終にあたってその二人の息子への狛氏の最秘曲〈荒序〉伝授に尽力した聖宣房聖宣[5]が編んだもので、〔舞譜〕をもとにし、〔舞譜〕裏書の一部をも取り込んで生成していることを指摘した。視点をかえていえば、狛氏の楽統の継承にともなって、楽統断絶の危機を憂えた興福寺僧が、近真筆〔舞

譜〕を用いて、あらたな楽書を作り出した、その具体的様相について考えたのである。これにより、道の相承にともなって、既存の楽書を利用しつつ新たな楽書が生みだされる様相の一端が明らかになったといえる。

さて、この〔舞譜〕は、このように『舞楽手記』の成立と深く関わっているが、「春日楽書」中の『舞楽古記』（以下、『古記』と略称）とも密接に関連している。〔舞譜〕と『古記』との連関を考究することによって、楽家における秘事の相承にともなって新たな楽書が生成される、その具体的な様相をもう一つ知ることができると考えられるのである。

本稿では、こうした観点から、〔舞譜〕と『古記』との関連について検討し、秘伝の相承と楽書の生成事情との関係を明らかにしたい。

なお、論述の都合上、本稿は〔羅陵王舞譜〕ならびに『舞楽手記』について述べた前稿と記述が重複する部分がある。

一　〔羅陵王舞譜〕・「春日楽書」・『舞楽古記』について

a　〔羅陵王舞譜〕

〔舞譜〕と『古記』との関係について述べる前に、〔舞譜〕の内容と、「春日楽書」及び『古記』について述べておく。

まず、〔舞譜〕の構成と裏書の一覧をあげる。裏書は、譜との対応を考慮し、楽譜の冒頭から順に番号を付して掲げた。したがって、実際に裏書を読む際には、裏書は、構成表では末尾にある19～1へと順に現れることになる。

〔羅陵王舞譜〕の構成

＊「　」は、譜の表現を用いたものである。

Ⅰ舞譜

a　《羅陵王》の構成
b　《羅陵王》退場の時、沙陀調調子を改め、《案摩》を用いる由来
c　「舞出作法」
d　「乱序」
e　「囀」
f　「嗔序」
g　「祢取」
h　(1)「荒序二四八説　狛光則之家説」
　　(2)「一説八方八返様　同家説」
i　(1)「錻鈑四方各二返様　狛光近之家説」
　　(2)「一説八方各一返様　同家説」
j　「略説」「八条中納言家顕長授進様云々」
k　「入破」
l　「入様」
m　御賀の際の〈入綾〉の故実

Ⅱ「龍笛荒序曲」
「一帖」～「八帖」

奥書

【裏書】

1「尾張浜主之伝陵王舞時頌文」（〈囀〉の一説）
2「或書云」（「没日還午楽」の由来）
3「兼丸説云、陵王入時安摩ロクロウヲ吹、早物。」
4「三宮御記云、新楽乱声并陵王乱序者双調曲也。荒序并入破者渉陀調曲也。」
5「伯光時之家日記云」（諸所の陵王の面の由来）
6「内大臣藤原朝臣生（宗輔）陵王御覧日記」
7「一説　東向天合掌シテ右見左見天詠詞囀、西向左廻合掌シテ左見右見天詠詞囀」
8「囀第三度舞様」（舞譜）
9「口伝云」（髭取手の故実）
10「古記云」（大友成道、鹿嶋明神より教えを受ける事）
11「篳篥者祢取許（　）、不吹荒序之曲。雖有習伝輩、依無先例不吹。入破之時可吹也。」
12「荒序旧記」

① 天治元年（一一二四）正月二十九日
② 同二年正月十八日
③ 大治二年（一一二七）正月二十日
④ 長承元年（一一三二）八月二十二日
⑤ 同二年三月六日
⑥ 同二年三月七日
⑦ 同二年三月二十六日
⑧ 同三年二月二十日
⑨ 同三年後十二月十四日
⑩ 保延二年（一一三六）正月二十三日
⑪ 同二年二月九日
⑫ 同二年三月十一日
⑬ 同年三月十二日
⑭ 仁安三年（一一六八）正月十九日
⑮ 治承二年（一一七八）正月十八日
⑯ 建暦二年（一二一二）四月八日
⑰ 建保四年（一二一六）六月二十七日
⑱ 建保五年正月七日
⑲ 同年二月十五日
⑳（同年同月）十六日
㉑ 承久二年（一二二〇）九月十九日
㉒ 仁治元年（一二四〇）十二月十三日
㉓ 同二年二月十五日
㉔ 同年四月四日
㉕ 同三年五月十日
㉖（同年同月）十一日

㉗ 同年八月二十八日
㉘ 寛元二年（一二四四）二月十六日
㉙ （同年同月）二十三日
13 「入破半帖舞例」
14 「上下賭弓、自加此所拍子、略説也。」
15 「破第二切半帖異説」（舞譜）
16 「私所荒序舞記」
① 保延二年三月七日
② 同三年十一月十九日
③ 保延元年九月十三日
④ 同十月二日
⑤ 長承三年閏七月二十四日
⑥ 長寛二年（一一六四）閏十月二十三日
17 「寛治五年（一〇九一）相撲節、或賭弓云々」
18 「八帖秘説」（笛の譜）
19 「口伝云」（八方の舞の折の故実）

〔舞譜〕の末尾には、次のような奥書が記されている。

建暦二年八月十日、〈舞家光則光時、笛家惟季清延〉相伝譜等并以口伝令書写畢。後代秘物也。
正六位上行左近衛将監狛宿祢在判

（底本には朱点等が付されているが、省略した。〈 〉内は割注、句読点等筆者、以下同様。）

詳しい考証は拙稿を参照されたいが、[6]ここにみえる「左近衛将監狛宿祢」は、『教訓抄』の著者狛近真と推測される。

裏書12「荒序旧記」㉕〜㉙には近真没後の年記が見えるが、これらは近真没後に付加されたものとみられる。したがって、裏書をも含めた譜の成立時期は、「荒序旧記」の最新の年記の寛元二年以降間もなくと推定される。

次に、内容についてふれておく。

〔舞譜〕は、大きく分けてⅠ舞譜とⅡ笛譜の二つの部分とからなり、それぞれ関連する部分に裏書が記されている。

Ⅰの舞譜の部分は、曲の構成を述べるaから残存している。bには、《羅陵王》の退場楽としての沙陀調調子が《案摩》に変えられた経緯が詳細に述べられている。

c以下lまで、舞台に登場してから退場するまでの実際の舞の進行に沿った形で舞の譜や舞様が記されていく。c「舞出作法」は、楽の始めに舞台へ入場する作法であり、d〈乱序〉e〈囀〉、f〈嗢序〉はそれぞれ《羅陵王》の曲の一部、gは〈荒序〉に先立って演奏される〈音取〉、hからjまでは〈荒序〉、といった形で《羅陵王》の各部分の舞が記されている。〈荒序〉に関しては、hとiにそれぞれ二説、jには八条中納言藤原顕長に授けたという「略説」、Ⅱ「笛譜」にも〈荒序〉の譜が記されている。〈荒序〉については、あわせて六説もの説が載せられていることになり、〔舞譜〕は、「荒序譜集成」といった様相を呈しているといえよう。

kは現在の演奏での〈当曲〉にあたる〈入破〉、l「入様」

は楽が終わって舞人が退場する際の舞様である。mは、この「入様」の一種である〈入綾手〉に関連して、御賀で公卿の若君が《羅陵王》を舞い、退場する際の先例が記されている。

Ⅱには、〈荒序〉一帖から八帖に至る笛の譜が記されており、笛譜を中心にして、右に笙、左に篳篥の譜が書き込まれている。

裏書は、《羅陵王》の各部分に関する口伝や演奏上の注記、曲の由来や《羅陵王》にまつわる説話、または演奏記録よりなる。このうち12と16は、ともに〈荒序〉の演奏記録である。

b　「春日楽書」・『舞楽古記』

次に、「春日楽書」及び『古記』について述べることとする。

すでにふれた通り、『古記』は、現在春日大社に収蔵される「春日楽書」中の一書である。「春日楽書」は、『楽所補任』二巻とともに『舞楽古記』『舞楽手記』ほか三巻のあわせて五巻が伝存している。いずれも鎌倉期に書写されたもので、狛氏の楽統の継承を考えるに際しては、重要なものである。(7)

「春日楽書」の伝本としては、次の六本が知られている。

(1) 春日大社蔵本　五巻
(2) 国立公文書館内閣文庫蔵本　二十二冊
(3) 国文学研究資料館寄託田安徳川家蔵本　二十二冊(8)
(4) 宮城県図書館伊達文庫蔵本　二十冊
(5) 上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本　十一冊（一冊欠）
(6) 故平出久雄氏蔵本　十二冊

「春日楽書」の伝本相互の関係については先学の論考に詳しいが(9)、ここでも簡単にふれ、あわせてそれぞれの伝本に含まれる『古記』について述べる。

これらは、(1)の春日大社蔵本のほか、(2)(3)(4)の二十二冊本系統と、(5)(6)の十二冊本系統の二種類に分類される。

(1) **春日大社蔵本**（以下、春日本と略称）

巻子本五軸。『高麗曲』『輪台詠唱歌外楽記』『舞楽古記』『舞楽手記』『楽記』からなる。旧国宝、現在は重要文化財に指定されている。

『古記』は巻子本一軸、天地三二・四㎝、二五紙。鎌倉期写。

原本未見、本文の検討などは春日大社蔵紙焼き写真版による。外題に「舞楽古記裏嘉元暦」とあり、紙背は、嘉元元年（一三〇三）・二年の仮名暦である。明治三十年に修補されている。

巻首を欠き、冒頭は「長寛二年閏十月廿三日」の〈荒序〉上演記録から始まっている。

人物名や楽曲名、所作、年月日などに合点を施し、朱点等も多く付されている。目移りによるかと思われる脱文や、衍字なども存し、こうした脱文などは、(2)以下の伝本にほぼそのまま受け継がれている。

また、虫損部分や、明治期の修補により文字が読みにくくなった箇所などがある。

(2) 国立公文書館内閣文庫蔵『楽書部類』(特一〇二乙・七)

袋綴二十二冊。第二十二冊『楽部雑著』の末尾に、次の識語を有する。

楽書二十二巻、古来秘伝也。蔵在南都興福寺、不妄示人。今度新写一部、如正本令校合、所納江戸御文庫也。

寛文六年正月

この識語から、内閣文庫蔵本(以下、内閣本と略称)は、寛文六年(一六六六)の書写であることがわかる。

第八冊『荒序記』が『古記』に相当する。

『荒序記』は、二八・八×二〇・六㎝、三〇丁。

おおむね春日本に忠実に書写しているが、春日本と比較すると、二十二丁と二十三丁が入れ替わっているという錯簡がある。また、春日本で「三月十二日」とあるのを「三月青」(七丁表)とするなど、春日本の文字を読み誤ったかと思われる誤写等も存する。

春日本に見られる合点はほとんどなく、年月日や人名に朱線が引かれている。

春日本巻首よりも多く記事が残存し、現存の春日本の冒頭より前に、年次不明二条、「(年月不明)十九日」、「保延元年九月十三日」、「同年十月二日」、「長承三年閏七月二十四日」の〈荒序〉上演記録が載せられている。春日本に欠落するこの箇所は、内閣本が書写された近世初期時点には存在したものと考えられる。

春日本の欠落を補える部分は、もう一箇所存する。次節にあげる構成表では、『古記』ウ「荒序旧記」⑨にあたる記事の末尾に、

次抜頭。四位少将、教長。納蘇利、〈元秋。時高〉。(六丁表)

との朱筆の書入が存する。これは現在の春日本にはなく、該当部分は四紙から五紙への紙移りの箇所に当たる。春日本では、四紙と五紙の上下が若干ずれていることからすれば、明治期の修補の際に、該当部分が裁ち落とされてしまったものかと推測される。

以上から、内閣本は、錯簡が存するものの、春日本の欠落を補える箇所をもち、これによって、近世初期の春日本の姿を推定することが可能であるといえる。

(3) 国文学研究資料館寄託　田安徳川家蔵『楽書』

袋綴二十二冊。第六冊に(2)の内閣本と同じ識語を有する。『田藩事実』によれば、享保十九年(一七三四)に田安宗

武が江戸城から「楽書二十二冊」を借り出しており、それを書写したものという。[10]

第十五冊「荒序記　十五」が『古記』に相当する。

三〇・三×二一・四㎝、三〇丁。

字配り、行取り等も内閣本を忠実に書写しており、内閣本の錯簡もそのまま受け継いでいる。

(4) 宮城県図書館伊達文庫蔵『楽書』(伊七六一・二/三)

冊子本二十冊。(3)と同様、(2)の内閣本を書写したもの。全冊とも外題に「楽書」と記す。第二十冊末尾に(2)と同じ識語を有する。

『古記』に相当するものは存しない。

(5) 上野学園大学日本音楽史研究所窪家旧蔵本

仮綴十一冊。本文共紙表紙。

「春日楽書」の『補任』に相当する〔補任下〕に次の識語を有する。

此一冊者、南都春日本談儀之屋ニ有之。仍大乗院御門主信雅依仰、令拝借書写畢。

寛文拾〈庚戌〉年林鐘吉辰　甲斐守狛宿禰光逸

これによると、(5)は寛文十年七月、春日本談義屋に伝来した楽書を南都の楽人狛光逸が書写したものである。

『細々要記抜書』至徳二年(一三八五)六月九日条に、近真の孫季真の孫である狛真村が、祖父から相伝した「陵王荒序秘曲文書」を春日社頭の「本談義経蔵」に奉納したという記事が見える。[11]藤原重雄氏は、ここで奉納された「秘曲文書」は「春日楽書」そのものではないとするが、[12]後述のように『古記』の生成に季真が関わっている可能性が高いことを考慮すると、この「秘曲文書」中に「春日楽書」の一部が含まれていたと考えることも可能であろう。

この「秘曲文書」中に「春日楽書」が含まれていたとするならば、南北朝期に「本談義経蔵」に納められた「秘曲文書」が、江戸初期にも「本談義之屋」に存在し、窪家本はそれを拝借して書写したことになろう。

現存十一冊のうち、〔舞楽古記〕が春日本『古記』に相当する。

〔舞楽古記〕は、二八・二×二一・一㎝、二七丁。

内容的には内閣本と同じであるが、窪家旧蔵本(以下、窪家本と略称)は、冒頭から八丁表に至るまで、内閣本とは記事の順序が異なっている。

以下、煩雑になるが、次節で掲出する構成表を参照して、窪家本が内閣本と相違している箇所の構成を示す。

ウ ① 天治元年(一一二四)正月二十九日　」(一オ)
② 同二年正月十八日　」(一オ)
③ 大治二年(一一二七)正月二十日
④ 長承元年(一一三二)八月二十二日　」(一ウ)
⑤ 同二年三月六日　」(二オ)
⑥ 同二年三月七日　」(二ウ)

⑦　同二年三月二十六日
⑧　同三年二月二十日　」（三オ）

書入1「同三年閏七月廿四日、有市柚於一宮御前、光近陵王。如形有荒序。大皷、光時。笛、行光。納蘇利、包則。」（ア⑤に相当）

ウ
⑨　同三年後十二月十四日　」（四オ）
「此間虫喰無之」　」（四ウ）

ア
①　記録断片
②「同　日熊野別当　範堂供養」、同十九日
③　保延元年（一一三五）九月十三日　」（五オ）
④　同十月二日
⑤　長承三年（一一三四）閏七月二十四日

書入2「保延元年九月十三日、夜半訴舞於住吉社。依宿願、狛光則陵王荒序。破、一返。大皷、光時打也。笛、行則。但、乱序破許也。」（五ウ末尾、ア③に相当）

書入3「同十月二日、宇治於離宮宝前、依宿願、光則陵王。有荒序云。大皷則助打之云々」（六オ冒頭、ア④に相当）

ウ
⑩　保延二年正月二十三日
⑪　同二年二月九日　」（六オ）
⑫　同二年三月十一日
⑬　同年三月十二日　」（七ウ）

ア
⑥　長寛二年（一一六四）閏十月二十三日

イ「入破半帖舞例」
「荒序旧記」

ウ⑭　仁安三年（一一六八）正月十九日　」（八オ）

これを見ると、途中三箇所の書入をはさみつつ、『古記』**ア**の荒序記録**A**、**イ**「入破半帖舞例」、**ウ**「荒序旧記」（荒序記録**B**）が入り交じっていることがわかる。

ところが、記事の年時に注目すると、冒頭の天治元年から八丁表の仁安三年まで、記事の年次順に並べられていることに気がつく。

後述するように、本来、**ア**と**ウ**とは別項目なのであるが、例えば次に春日本によって**ア**③と**ウ**①をあげて比較してみると明らかなように[13]、両者は〈荒序〉所作の記録として見た場合、大きな相違はないように感じられる。

・**ア**③
保延元年九月十三日、夜半許舞之。
於住吉社、依宿願、狛光則、陵王。荒序、破一返。大皷、光時打之。笛、行則。但乱序破許也。

・**ウ**①
天治元年正月廿九日賭弓
於[紙]（把）殿着装束[14]勝負舞。陵王、光則。乱序、皆悉。八切。八帖、二切。
納蘇利、留畢。
依院宣、陵王始舞之。依右勝、五度延事。
楽人。笛、〔清〕延。笙、時秋。抑、時秀吹荒序共、不

足言不当也。仍則彼止畢。

これを比較すると、両者は年月日、荒序の所作が行われた場所、荒序の所作を行った人物や他の舞を舞った人、楽器演奏者などを記しており、荒序の上演記録としてみた場合、同種のものとみなすことが可能である。

アには本来項目名があるのだが、窪家本が書写された近世初期の時点では、春日本には項目名を記した箇所が欠けていたため、記事のみを見た場合、**ア**と**ウ**の荒序所作記録の相違が感じられず、窪家本を書写した人物は、**ア**と**ウ**を同種のものとみなし、それを年代順に並べ替えたものと考えられる。

すなわち、もっとも早い年記の記事である**ウ**①～⑨をまず冒頭に配置し、次に年次不明の記事二条が存在するものの、明らかに**ウ**⑨より後の年記を記す**ア**③を含む**ア**①～⑤の記事を、ひとまとまりのものとして次に記した。

ウ⑨の次に**ア**の記事を配するに際し、窪家本の書写時点において、すでに春日本の冒頭が欠損していたため、**ア**①の記事より前の部分を虫損によるものと判断し、⑨の記事の後の四丁裏の冒頭に「此間虫喰無之」との注記を施して四丁裏の残りの部分は空白とし、丁がかわった五丁表から**ア**①の記事を書き始めたと推察される。

ア①～⑤の次には、年代としてはこれに続く**ウ**⑩～⑬を記し、**ウ**⑬の後に、その後に続く**ア**⑥の記事を記している。

このままでは、まだ年代的に矛盾のある箇所が残っているので、通覧したときに年代に矛盾のないように書入1～3が書き加えられたと思われる。

書入1は、**ウ**⑧と⑨の間の年記をもつ**ア**⑤を、**ウ**⑧と⑨の間に書き入れたものである。

また、書入2・3は、**ア**③④に相当する。この二条は年代的には**ア**⑤の記事よりも後で、かつ**ウ**⑩の記事よりも前であることを示すため、**ア**⑤の後ろに書き入れられたものと思われる。

こうして、荒序所作記録を**ア**①～⑥、**ウ**①～⑬まで年代順に矛盾なく列記した後、**イ**の記事を記し、本来は**ウ**①の前に記されていた「荒序旧記」という項目名を記したものと思われる。そのため、「荒序旧記」の最初の項目は、年代的に**ア**⑥のあとに位置する**ウ**⑭となっている。

以降の記事は、記事の構成、内容ともに春日本・内閣本と同じであるが、内閣本の錯簡部分は、本来の順序通りに正しく記されている。

一方で、理解が難しかったかと思われる語句、たとえば春日本で「希代勝事也」とある部分を、「希代殊勝成事也」（十丁裏）と書き改めている箇所などもある。

そのほか、春日本では、漢字と平仮名・片仮名が混在している記事があるが、次に春日本と対照してあげたように、窪家本では、漢字片仮名交じり文に統一し、語句にも若干の変更を加えている部分もある。

・春日本　ケ
口伝云
鬚取手者、荒序舞時必舞也。但御賀若君ノ陵王あそはすにハ、かならす此ノ手ヲハをしへまいらす。秘口伝ニ云、左右ノ御ひんつらを拍子にあはせてなてさせまいらするなり。よく〳〵かくすへし。
・窪家本（十九丁裏）
口伝云
鬚取手者、荒序舞時必舞也。但御賀若君ノ陵王遊ハスニハ、必此ノ手教進ラス。秘口伝ニ云、左右ノ御髪ツラヲ拍子ニ合テ撫サセ進ラス也。能々カクスヘキ也。

また、春日本と比較すると、春日本に存する合点等もそのまま書写している部分が多いが、合点は春日本より多く付されている傾向がある。

このように、窪家本は春日本をそのまま書写するのでなく、記事の順序や語句などを変えている箇所も存する。その一方、内閣本の錯簡を訂することができる点は、内閣本に優越しているといえる。

（6）故平出久雄氏蔵本

未見。平出久雄氏が「楽所補任私考」で紹介されたもので[15]、現在の所在は不明である。寛文十年に狛光逸が書写した旨の識語を有するという。『古記』が含まれていたかどうかは不明。

以上から、（2）～（6）はすべて（1）の春日本を祖本とする近世の写本であり、（3）田安家本は（2）内閣文庫本の転写本であることがわかる。（5）窪家本も春日本を書写したものと思われるが、記事の構成や語句などを変更している箇所もある。（4）伊達文庫本には『古記』はなく、（6）平出氏蔵本では、『古記』の有無は不明である。

したがって、『古記』について検討するに際しては、（1）の春日本をもととし、春日本の欠落部分は（2）の内閣本によって補うこととする。また、記事の構成や語句などを改めている部分があるものの、内閣本の錯簡を訂することのできる（5）の窪家本を対校本文として参照することとする。

二　〔羅陵王舞譜〕と『舞楽古記』の関係

次に、〔舞譜〕と『古記』の関係について検討する。まず、『古記』の構成を次にあげる。

『舞楽古記』の構成

・春日本は、ア⑥より残存。春日本で欠落しているア①～⑤は、内閣本に拠る。
・「　」は、『古記』の表現をそのまま用いたものである。
・荒序記録はA～Fの六箇所に記されているが、B～Eは年代順に並んでおり、たとえば㉟と㊱は、間に他の記事をはさんでいるものの、「同年」として年代的に

連続していることなどから、〈荒序〉の所作を記録した一連のものとみなし、末尾まで通し番号を付した。

ア　〈荒序〉記録A

① 記録断片
② 「同　　日熊野別当法　範堂供養…」
③ 保延元年九月十三日
④ 同十月二日
⑤ 長承三年閏七月二十四日
⑥ 長寛二年閏十月二十三日

イ 「入破半帖舞例」

ウ 「荒序旧記」（荒序記録B）

① 天治元年正月二十九日
② 同二年正月十八日
③ 大治二年正月二十日
④ 長承元年八月二十二日
⑤ 同二年三月六日
⑥ 同二年三月七日
⑦ 同二年三月二十六日
⑧ 同三年二月二十日
⑨ 同三年後十二月十四日
⑩ 保延二年正月二十三日
⑪ 同二年二月九日
⑫ 同二年三月十日
⑬ 同年三月十二日
⑭ 仁安三年正月十九日
⑮ 治承二年正月十八日
⑯ 建暦二年四月八日
⑰ 建保四年六月二十七日
⑱ 建保五年正月七日
⑲ 同年二月十五日
⑳ （同年同月）十六日
㉑ 承久二年九月十九日
㉒ 仁治元年十二月十三日
㉓ 同二年二月十五日
㉔ 同年四月四日
㉕ 同三年五月十日
㉖ （同年同月）十一日
㉗ 同年八月二十八日
㉘ 寛元二年二月十六日
㉙ （同年同月）二十三日
㉚ 文永四年（一二六七）八月日
㉛ 同年八月八日
㉜ 同五年正月十二日
㉝ 同年八月十六日

エ 「書置」

オ 〈荒序〉記録C

㉞　同七年正月七日

カ「篳篥ハ祢取許也、不吹〔荒序〕曲。雖有習伝輩、〔依〕無先例不吹之。入破之口吹」

キ〈荒序〉記録D

㉟　同十二年二月十五日

ク「古記云」（大友成道、鹿嶋明神より教えを受ける事）

ケ「口伝云」（鬚取手の故実）

コ「囀第三度舞様」（舞譜）

サ「一説　東向天合掌シ天右見左見天詠詞囀、西向天左廻合掌シ天左見右見天詠詞囀」

シ〈荒序〉記録E

㊱　同年三月二十八日

㊲　同三年正月八日

㊳　弘安五年（一二八二）四月五日

㊴　同七年四月五日

㊵　同九年三月五日

㊶　同十年四月五日

㊷　同十一年二月十五日

ス「内(朱)大臣(太政大臣)藤原朝臣宗輔生陵王御覧日記」

セ「狛光時之家日記云」（諸所の陵王の面の由来）

ソ「三宮御説云、新楽乱声并陵王乱序者双調曲也。荒序并入破者盤渉(黄鐘)調曲也。」

タ「兼丸説云、陵王入時安摩ロクロウヲ吹、早物。」

チ「或書云」（「没日還午楽」の由来）

ツ「尾張浜主之伝陵王舞時頌文」（〈囀〉の一説）

テ「口伝云」（競馬と相撲の勝負舞の舞様）

ト「問　此曲已古楽也、舞出時何用新楽乱聲乎、答（以下空白）」

ナ「口伝云」（八方の舞の折の故実）

ニ「八帖秘説」（笛の譜）

ヌ「陵王相伝」（尾張浜主から狛真葛・朝葛に至る相伝系図）

ネ〈荒序〉記録F

㊸　文保二年（一三一八）二月十五日

㊹　日吉塔供養

㊺　旬節会

右の構成表を一覧すると、〔舞譜〕裏書と一致する項目が多いことに気づかされる。

ここで、『古記』冒頭の年時不詳記事に続くア③～⑥の年時が、〔舞譜〕裏書16「私所舞荒序記」③～⑥と一致していることに着目したい。『古記』は冒頭部分が欠落しているため、本来どのような記事から始まっていたかは不明であったが、両者の冒頭部分を対照することにより、『古記』の冒頭が本来どのような形であったかを推測できるのである。そこで、『古記』と裏書の対応箇所を次にあげる。

・『古記』冒頭部分ア(15)

① 次、抜頭。四位少将教長。

次、陵王。光時。在荒序。破、一返。納蘇利。（朱）——
荒序笛、権中将忠基、吹之。打物、御室僧（朱）——
②同（朱）——日熊野別当法（朱）——範堂供養〈大法会秋津出所〉
同十九日、彼別当之許、請定。仍各渡。〈近方。光時。忠時。光近。〉
行光。季時。光元。時行。（朱）——
依有別催、光時、陵王舞。〈如乱序常。在荒序。入破、一切舞。但依無荒序吹、大皷許美舞之。〉
光近、打之。〈中々殊勝、成無極。仍、在纏頭。女房装束一具給。〉
右、納蘇利。近方。纏頭同之。

・〔舞譜〕裏書16「私所荒序舞記」

①保延二年三月七日、御室舞御覧。
依召、各参南院。光時。基政。忠時。光近。
先、散手。光近。序、破、各一返。貴徳、忠時。
次、抜頭。四位少将教長。
次、陵王。光時。在荒序。破、一返。納蘇利、忠時。
荒序笛、権中将忠基、吹之。打物、御室僧達打之。
②同三年十一月十八日、熊野別当法〔印〕長範堂供養。大法会。秋津云所。
同十九日、彼別当之許、請定。仍各渡。〈近方。光時。忠時。光近。行光。季時。光元。時行。兼元。〉
依有別催、光時、陵王舞。〈如乱序常。在荒序。入破、一切舞之。但、依無荒序吹、大皷許ニテ舞之。〉
光近、打之。〈中々殊勝、感無極也。仍、在纏頭。女房装束一具給。〉
右、納蘇利。近方。纏頭同之。

ここでは、両者の対応を明らかにするために、行取りは底本の通りとした。また、内閣本には、これが書写された時点ですでに欠落していた箇所を示す朱線が引かれているが、〔舞譜〕裏書で、その箇所と対応する部分を傍線で示した。

両者で二重傍線を付した箇所に着目すると、『古記』の冒頭は、〔舞譜〕裏書16①の四行目に相当していることがわかる。また、内閣本での欠落を示す朱線の部分が〔舞譜〕裏書にはすべて存在しており、この箇所を含め、両者の叙述はほぼ一致していることが看取される。したがって、これまで巻首を欠くため明らかでなかった『古記』の冒頭は、〔舞譜〕裏書16「私所荒序舞記」であることが判明するのである。

それぞれの構成を比較すると、『古記』と〔舞譜〕裏書とでは多くの項目名が重なっており、項目名のみをみてもほぼ同一の表現がなされていることがわかる。これは、両者が密接な関わりをもつことを示唆していよう。そこで、両者の関係を考えるため、記事内容を対照した表を次にあげる。

・『古記』と〈舞譜〉裏書の内容比較

『古記』		〈舞譜〉裏書	
ア	荒序記録A ①～⑥	16	「私所荒序舞記」①～⑥
イ	「入破半帖舞例」	13	「入破半帖舞例」
ウ	「荒序旧記」(荒序記録B) ①～㉙ ㉚～㉝	12	「荒序旧記」 ①～㉙
エ	「書置」		――
オ	荒序記録C ㉞		――
カ	「篳篥ハ祢取許也…」	11	「篳篥者祢取許不吹…」
キ	荒序記録D ㉟		――
ク～サ		10～7	
シ	荒序記録E ㊱～㊷		――
ス～ツ		6～1	
テ			――
ト			――
ナ		19	
ニ		18	「八帖秘説」
ヌ			――
ネ	荒序記録F ㊸～㊺		――

これを見ると、『古記』には、〈舞譜〉の裏書十九条のうち、14・15・17をのぞいた十六条の項目が、ある程度まとまった形で載せられていることがわかる。しかも『古記』ク～サ・ス～ツは、10～7、6～1という、裏書を基準に見た場合の記載順通りに記されていることから、裏書の順序に従って抜き出されたものではないかと推測される。イ・ウ、ナ・ニも、それぞれ裏書の13・12、19・18と対応し、項目の記載順序は裏書と一致している。

ことに興味深いのは、ナの記事に、「但はしなるをみをとしてをくにかく」との注記がなされていることである。

この注記は、『古記』にナ・ニの二条が記された折のものと思われるが、これは本来何らかの「はし」にあったナを見落としていたのに気付き、「をく」(末尾)に書いた、という事情を示していよう。「をく」は『古記』の末尾のことをさすと考えられるが、「はし」とは、〈舞譜〉裏書における位置を表していると思われる。というのは、裏書を順に見ていく場合、ナに相当する裏書19は、まさに裏書の「はし」(最初)に位置しているのである。

そうすると、右の注記は、『古記』に、記載順序通りに裏書の記事を末尾の1まで記した後で、裏書の始めに存した記事ナ・ニを書き落としたことに気付いて『古記』の末尾に付加した、という、ナ・ニが『古記』に収載されるに至る経緯を示しているものと推測される。

さて、このように見てくると、『古記』は、〈荒序〉の所作記録A～F(ア、ウ、オ、キ、シ、ネ、ただしアとウ①～㉙は〈舞譜〉裏書に含まれる)と、〈舞譜〉裏書に拠った記事(イ、

カ、ク～サ、ス～ツ、ナ・ニ）、及び〔舞譜〕裏書には見えない記事（エ、テ、ト、ヌ）とからなっているといえる。

〔舞譜〕裏書にはない記事のうち、**エ**は、「近実判」とある〈荒序〉相伝にあたっての心得が記されたものであり、**ヌ**は、狛氏の流れの祖にあたる伝説的な名手尾張浜主にはじまり、平安時代の舞の名手で狛氏嫡流に属する狛光季、近真を経て、近真の子光葛・真葛、光葛の子の朝葛へと至る、狛氏での《陵王》相伝の系譜である。

テ・トは、〔舞譜〕裏書にはみえないものの、『教訓抄』巻一「羅陵王」条との関連がうかがわれる。次に両者の対応箇所をあげる。

・『古記』**テ**

口伝云、

競馬并相撲之勝負舞時者、頗乱声長吹也。

競馬ハ終番（ハテノツカヒ）ノ走登之時、始ニ吹、至御前参入之時、吹笛云々。

相撲之時結手（ホッテ）ノ出テ還入時、初可吹出云々。近来、此様施体也。不絶事賭弓勝負舞乱声ハ、結番左方射手矢放時、発乱声云々。

如此勝負舞作法秘蔵事、不可有披露者也。

・『教訓抄』巻一「羅陵王」条

舞出時、吹二新楽乱声一。但常ニ用（ヨウス）二小乱声一也。又競馬ノ相撲之勝負舞時、二者頗ル長ク吹也。

競馬　終番走上時、始吹（テ）二出乱声一（ヲ）、御前ニ参入ノ時吹止、吹二乱序一。返数無レ定者歟。

相撲　最結レ手出、太刀ヲ円座ニ置時、始テ吹二乱声一（ヲ）。方屋（カタヤ）ニ返入時吹止テ、吹二乱序一（ヲ）也。

賭弓　終番ノ左方ノ射手ノ矢放時、発二乱声一。射畢ヌレバ、吹二乱序一也。

已上三箇説、為二秘事一。今様〔ノ〕伶人シル事侍ズ(17)。

・『古記』**ト**

問、此曲已古楽也。舞出時、何用新楽乱声乎。

答。

・『教訓抄』巻一「羅陵王」条

古記云、問、「此曲已ニ古楽也。舞出時何ゾ用二新楽乱声一乎」。答、「乱序同音故也。具（トモニ）依レ為二双調曲一也」。

テは、競馬・相撲・賭弓の勝負舞について述べている点は共通するものの、『古記』の方が文意が通じにくい部分が多く、『教訓抄』ではより整理された印象を受ける。『古記』冒頭に「口伝云」、各条末尾に「云々」とあることなどからすると、『古記』の記事の方が「口伝」の面影を残したものかとも考えられる。

一方、**ト**は、『古記』に問答の答にあたる部分の記述がないが、問の内容は細部の表現まで『教訓抄』とほぼ一致しているといえる。答がない点からすれば、『古記』の方が『教

訓抄』よりも古い形を残しているかとも思われるが、『教訓抄』の答にあたる部分が、『古記』では落ちてしまっている可能性も考えられるので、どちらが古い形であるかは、容易に決しがたい。

次に、『古記』の内容について検討することにする。『古記』の構成は、〈舞譜〉裏書との関連を考えずにいえば、〈荒序〉記録とそれ以外の叙述とからなり、両者が入り交じった形になっている。

〈荒序〉記録A～Eに着目すると、Aは先に見たように〈舞譜〉裏書16「私所荒序舞記」から引いたものである。Bの三十三条のうち、㉙までが〈舞譜〉裏書に存し、㉚以降の記録は〈舞譜〉成立以後のものである。

ここで、『古記』ウ〈荒序〉記録B「荒序旧記」と、〈舞譜〉裏書12「荒序旧記」を比較してみよう。

『古記』ウ〈荒序〉記録B「荒序旧記」は、〈荒序〉の所作を行った人物により、活躍時期の重なる光則・光時・光近のいずれかであるもの（①～⑮[18]）、近真（⑯～㉖）、近真の末子である真葛（童名春福丸、㉕～㉝）という、近真の先代の人々、近真、近真の子、の三つに分類できる。このことは、「荒序旧記」が、荒序の伝承者ごとに荒序の所作記録を書き継いでいったものであることを示していよう。

〈舞譜〉裏書では、㉔の近真にいたるまでの記録に、㉕～㉙の真葛元服前までの所作が書き継がれていた。そこでは、末尾の㉙は、他の記事とは異なり、「同廿三日」という形で、改行せずに前の記事に続けて記されており、独立した項目として立てられてはいない。それに対し、『古記』では、㉙は「同年同月廿三日」で始まる独立した項目となっている。

また、〈舞譜〉裏書では⑯～㉔の近真の所作に対して「初度」（⑯）「第五度」（⑳）「第六度」（㉑）～「第八度」（㉓）まで、何度目の〈荒序〉所作かを示す注記があるものの、㉕～㉙の春福丸の所作に対しては注記がなされていなかった。

ところが、『古記』では、㉙が立項されているのに加え、真葛の所作に対して、㉕に「真葛初度」とあり、二度目の所作である㉖をのぞいて、以下「第五度」（㉙）まで注記されている。

すると、『古記』にみえる〈荒序〉記録は、〈舞譜〉裏書のものよりも整理された形になっているといえる。

〈荒序〉所作記録C～Eは、末尾の㊷までが真葛の所作であるが、Bにある真葛初度の所作である㉕から、十八度めの所作である㊷に至るまで、その所作回数が注記されている。これらを併せ考えると、〈荒序〉記録B～Eは、〈舞譜〉裏書12「荒序旧記」に整理を加え、真葛の記録を書き継いでいった一連のものと見なせよう。

〈荒序〉記録Fは真葛の子季真の記録で、ヌまでとは別筆であり、紙背の年記以降の年時があるので、『古記』が成立して以降に書き加えられたと考えられる。

真葛の所作については、次にあげた〈荒序〉記録E㊵の傍線部からうかがえるように、真葛自身の記録を典拠としたものもある。

同九年三月五日、西園寺殿。両院、両女院御幸アリ。舞御覧。真葛、八方舞。笛、景政。笙、景秋。大皷、朝葛。鉦コ、季真。ちよくろくなり。こうはいの二きぬ。大納言殿これたふをも、真葛のをうつしさまにせう〳〵マンナニナス。（第十六ト）（本ノマヽ）

傍線部から、この記事が真葛による記録を典拠とし、その一部を「マンナ（真名）」に直したものであることが知られる。

㊲にも、「是ハ中御門判官真葛自筆、ソレヲウツシサマニマムナニセウ〳〵カキナス」と記されているが、㊵の傍線部に「本ノマヽ」との注記があるように、真葛自筆の記事の一部を真名に直すという操作は、『古記』の前段階で行われていたことがうかがわれる。つまり、『古記』以前に真葛の所作を集めた記録のようなものがあり、『古記』はそれを転写したのではないかと推察されるのである。

真葛自筆との注記は他に㊷にもあるが、そこに、「同十一年二月十五日（第十八ト）（正応にかわる）」と、この年に改元が行われた旨の傍書があることが注目される。この記事は弘安十一年の興福寺常楽会において真葛が〈荒序〉を舞った折のものだが、注記のとおり、この二ヶ月後の四月二十八日に改元され、正応元年となっている。ここでは、改元後の年号を注記によって示すにとどめ、もとの記録に記されていた改元前の年号を残しているのである。

このことから、『古記』の所作記録においては、真葛の所作記録をまとめる際に、改元後の元号への書き換えをせず、真葛自身が記した記録をほぼそのままの形で生かしているといえる。すると、『古記』の〈荒序〉記録は、真葛自身の記録の面影のうかがえる、日次記的な性格を残しているとみなせよう。[19]『體源鈔』巻十三「代々公私荒序所作事」の同日の記録が「正応元年二月十五日」[20]となっていることと比較すると、『古記』の記事の日次記的性格は明らかであろう。

ここで、〈荒序〉記録AとBの間にイ「入破半帖舞例」が存することの意味を考えておきたい。イは、項目名のみをみると〈荒序〉の記録とは感じられないが、記事の中に、「如形荒序、三切許。」とあるように、〈荒序〉演奏を含んでおり、〈荒序〉の記録とみなされたと考えられる。

また、〈舞譜〉裏書においては、この記事が12「荒序旧記」の直前に隣り合って記されているという位置関係からしても、裏書13は、〈荒序〉所作を記録したものとして12「荒序旧記」とともに採用されたものであろう。

『古記』の〈荒序〉記録が日次記的な性格をもち、その記録と記録の間に〈舞譜〉裏書の記事が存在することを勘案すれば、真葛の〈荒序〉所作が行われるごとに記録を書き加え、

次の所作との間に〔舞譜〕裏書を挿入する、という作業を繰り返すことで『古記』は現在のような形になったと推測することもできよう。

そのように考えた場合、〈荒序〉所作を記録することに〔舞譜〕裏書を繙き、記録と記録の間に、前に書き抜いた〔舞譜〕裏書の次に位置する〔舞譜〕裏書を書き加えていく、といった作業を続け、そうして真葛の所作記録を全て記した後に、まだ書き写していない裏書をまとめて記す、といったことを想定しなければならないだろうが、『古記』を編むためにそうした作業を行った、とは考えにくいのではないか。

恐らくは、『古記』のイを含んだ〈荒序〉記録は、〔舞譜〕裏書をもととし、裏書での記載順序通りに〈荒序〉所作に関する項目（16・13・12）を抜き出して、そこに真葛の所作を書き継いだ、真葛までの〈荒序〉所作をまとめたものが先に存在しており、その所作記録に〔舞譜〕裏書の記事などを加えていったと考えるのが自然であろう。

このことを考えるのに有効なのが、次にあげた〔舞譜〕裏書11に相当する『古記』カである。

篳篥ハ祢取許也、不吹〔荒序〕曲。雖有習伝輩、〔依〕無先例、不吹之。入破之□吹。

カは、『古記』オとキの〈荒序〉記録の行間に、朱筆の小さな文字で記されている。一見するとオに対する注記に見え、両書を対照しない限り、これが〔舞譜〕裏書と一致することは気づかれにくい。

〔舞譜〕では、裏書11は、《羅陵王》の〈音取〉という楽曲を奏する前の前奏とも音あわせとも解される部分に記され、〈音取〉の際に篳篥をどのように演奏するかを示す注記となっている。〔舞譜〕裏書の該当箇所に朱筆の小字で記され、裏書の項目の中では、注意をひきにくいものといえる。

一方『古記』では、カの前後の㉞㉟の記録に篳篥に関する言及は見えないため、カがここにあることの意味を見出しがたい。『古記』においてカがこの場所に記されるのは、〔舞譜〕裏書での位置と関係していると思われる。

裏書11は、裏書の順序としては、〔舞譜〕裏書12の後、10より前に記されている。『古記』においても、カは、〔舞譜〕裏書12に相当するウ〈荒序〉記録Bの後、〔舞譜〕裏書10にあたるク以前に位置している。ただし、『古記』では〔舞譜〕裏書相当記事は、前の項目と一行空白を空けて記されることが多いのだが、カは㉞と㉟の記録の間の行間に記されている。

〔舞譜〕裏書11が、このような形で『古記』に書き入れられるにあたっては、次のような経緯が考えられよう。

『古記』を編む際に、〔舞譜〕から裏書をほぼすべて抜き出し終わった後で、裏書11を見落としていたことに気づき、それをもともとの裏書の順序と矛盾しない位置、すなわち〔舞譜〕裏書12に相当するウより後、裏書10に相当する『古記』クより前の位置に書き込もうとした。その際、一項目として

書き込めるだけの空白はなかったが、㉞と㉟の記事の行間に空白を見出し、もとの〔舞譜〕裏書に記されるのと同様、朱筆の小字で書き込んだのである。そのため、裏書11は、一つの項目と認識しにくい形となってしまった。

右のような推測が認められるとすれば、『古記』の執筆は、〈荒序〉所作記録をまとめたものが先にあって、そこへ〔舞譜〕裏書の項目が書き込まれていく、という順序で行われたと考えてよいだろう。

『古記』執筆の経緯は右のように考えられるが、では、その母胎となった〔舞譜〕裏書は、本稿で検討している〔舞譜〕裏書そのものなのであろうか。

〔舞譜〕裏書と『古記』の共通部分の本文を比較すると、次に傍線を付したように、『古記』には〔舞譜〕裏書に見えない注記が存するので、両者の間に直接の関係は想定し難い。

・『古記』ウ「荒序旧記」④

長承元年八月廿二日、内裏舞御覧。〈(朱)余舞有多々。雖然、略了。〉

陵王、光時。乱序、皆。荒序、八切。入破、二切。

次、又陵王。光近。(朱)破、二切。次又陵王、則助。破、二切。

此舞御覧、偏両三輩器体御覧合料云々。面々殊勝体等、頻有御感。

・〔舞譜〕裏書12「荒序旧記」④

長承元年八月廿二日、内裏舞御覧。

陵王、光時。乱序、皆。荒序、八切。入破、二切。

次、又陵王。光近。(朱)破、二切。次又陵王、則助。

(朱)破、二切。

此舞御覧、偏両三輩〔器〕体御覧合料云々。面々殊勝体等、頻有御感。

本稿で検討している〔舞譜〕も転写本であり、近真の原本でないことからすれば、現存の〔舞譜〕になく『古記』に存する右の注記は、『古記』の拠った〈荒序〉所作記録が典拠とした〔舞譜〕裏書が、より原本に近いものであった可能性を示しているのではないか。

以上、本節での考察をまとめると、『古記』は、〔舞譜〕裏書の〈荒序〉記録をもととし、それに真葛の所作を書き継いだものをベースとし、その所作記録の間に〔舞譜〕裏書や〔舞譜〕裏書には見えない記事を書き加えたものと思われる。その際、〔舞譜〕裏書を手元において参照しながら、〈荒序〉所作記録の間に、随時〔舞譜〕裏書をある程度のまとまりをもった形で挿入していったものではないかと思われる。

『古記』がこのように成立したであろうことを考えた際、〔舞譜〕裏書やその他の記事が、『古記』の所作記録の間にどのようにして挿入されたかについては、次節で検討することとする。

三　『舞楽古記』の成立

〈荒序〉所作記録の間に、〔舞譜〕裏書他の記事が挿入されるにあたっては、該当記事の前後にある記録との関連を考えるべきであろう。

まず、**エ**「書置」についてみると、これは、その前の㉚〜㉝の記事と関わっていると思われる。

このことを念頭におきながら、**エ**の本文をあげて検討してみよう。

書置

於荒序之曲者、可伝嫡子一人。但若乙子之中有器量物者、可伝置。其故者、当曲末世ニ此家ニ不絶シテ久為令仕朝家也。但嫡々流之輩あらんうへハ、乙子之輩、これをいとは不可舞。若又子々孫々の中ニも習伝ことなくハ、此譜伝取我家之輩、経奏聞、以此譜、舞もし、次もすへし。仍ことにこまかにしるしたるなり。

此世のはかなさあすをこせぬことなれハ、よく〳〵心しるへき事なり。され（は）とて其器量と（も）あらすしてたもつましくみえん体ニをしゆへからす、をしゆへからす。

口伝云、此曲ヲ習伝事、以吉日三ケ日精進ヲして、静所に師弟密々可受之。在判近実判也。

ここでは、〈荒序〉伝受と相承にあたっての心構えなどが記されている。

内容を要約すると、以下のようになる。

（1）〈荒序〉の曲は嫡子一人に伝えるべきであるが、「乙子」つまり末子であっても才能があれば伝え置くべきである。

（2）ただし、嫡流の者がある場合は末子の流れの者はそれほど舞ってはならない。（3）あるいは子々孫々のうちにも〈荒序〉の曲を伝える者がない場合には、この譜を伝えている者が奏聞を経て（勅許を得た上で）、〈荒序〉を舞い、この曲を相承すべきである。

つまり、この文書は末子の流れの者が〈荒序〉を舞い、継承することの正統性を保証するものであるといえる。また、「此譜伝取我家之輩」との表現からすれば、曲の伝授の際に、師から弟子へと受け渡される伝授譜に付随したものかとも推測される。

こうした内容をもつ**エ**が、㉚〜㉝の後に配されるのには、右の（1）（2）の内容との関連が考えられる。

そこで、㉚〜㉝の記事を検討してみよう。

真葛は仁治三年正月二十二日、兄光葛とともに、臨終の床にあった近真から〈荒序〉を伝受し[21]、寛元二年四月に元服する[22]。真葛の所作は伝受直後の㉕から始まるが、この㉕から㉙の所作は、〈荒序〉伝受から元服前の三年間に行われたものである。

ところが、㉙から次の㉚の所作までには、二十三年の空白

がある。エ直前の㉝については、同日の記録をのせる『體源鈔』には、真葛の所作に「但光葛老耄代官也」[23]と注記されており、これが兄光葛の「代官」としてのものであったことが知られる。

こうした真葛の状況と「書置」との対応については、以下のように考えられる。

元服以前の㉕から㉙の所作は、「書置」の（1）と関わっており、真葛が「乙子」でありながら〈荒序〉伝受と相承にたえうる技量をもっていたことを示唆していよう。

㉙〜㉝は、主として（2）と関連する。㉙と㉚の間の、真葛の〈荒序〉所作のなかった二十三年間にも、兄光葛は五度も〈荒序〉所作を行っており、光葛の嫡男朝葛も、すでに二度の所作を行っていた。[24]また、光葛は、蒙古の襲来により実施されなかったものの、文永五年に行われるはずだった後嵯峨院の五十の御賀で、《陵王》を舞うことになっていた藤原隆親息の師となり、文永四年から五年に行われた舞御覧などでも、「陵王童」の師として勧賞を受けている。[25]真葛の〈荒序〉所作のなかった期間に、兄の光葛親子が活躍していたといえるのである。

こうした状況と「書置」（2）の嫡流への配慮との関連がうかがわれるのである。光葛と真葛は、同時に〈荒序〉を伝受したため、どちらが〈荒序〉を伝える嫡流とみなすべきかは簡単に判断できないが、少なくとも光葛が年長であることは確かであり、長男であった光継が家を継がなかったため、[26]二男である光葛が、家を継ぐべき近真の子としてはもっとも年長であったといえる。「書置」にいう、「乙子」と「嫡々流」との対比にあてはめると、近真の末子である真葛が「乙子」、光葛が「嫡々流」に相当しようか。

『體源鈔』によれば、㉝以降光葛の〈荒序〉所作は見えず、その後は真葛が没するまで、真葛十度、朝葛四度の〈荒序〉所作が確認できる。[27]㉝は、真葛が本格的に〈荒序〉所作を行うようになる転換点にあたるのである。

〈荒序〉所作にあたっては、光葛・真葛の官職の差や、年齢差、両者の舞の技量など、種々の要因も考えられようが、右のような状況を「書置」（2）によって解釈してみると、光葛親子の活躍に対して、真葛が二十三年間も〈荒序〉を舞わなかったのは、嫡流ともみなされる兄光葛に配慮したためで、㉝で光葛が「老耄」という状態になるまで、真葛は積極的には所作を行わず、光葛が舞わなくなってから〈荒序〉所作を行うようになったのだ、という意味づけが可能になろう。つまり、㉙〜㉝の間の真葛の行動は、「書置」の指示に従ったものだといえる。

ここで、真葛の行動の指針とされたと思われる「書置」を残した「近実」は誰か、ということが問題になろう。

同音であることより、これは『教訓抄』の編者であり、〔舞譜〕を記した狛近真をさすと思われる。「近実」との表記

は、『古記』**オ**㉞に、真葛が宿願によって石清水八幡宮で〈荒序〉を舞った記事の中に、「建保ニ実文、近実カ宿願ノコトシナリ」と見える。

ここにいう建保の宿願とは、『古記』**ウ**「荒序旧記」⑱建保五年正月七日条の、近真による石清水八幡宮での〈荒序〉奉納をさすのであろう。したがって、「書置」を記した「近実」は、『古記』においては狛近真を指すとみて誤りあるまい。

すると、真葛は父近真の指示にしたがって、〈荒序〉所作、及び相承をおこなっていることになろう。視点をかえていえば、近真による「書置」によって〈荒序〉に関する真葛の行動が正当化されているといえる。

ここで、「近実」とあることが注意される。近真自身及び光葛・真葛への〈荒序〉伝授に関わった聖宣の著作などを見ても、「近実」との表記は見出せない。

また、これが〈荒序〉の伝授、所作、相承に関わる指針として伝授譜に付されたものかと仮定すると、通常、伝授譜の奥書に記される筆者の官位や、年月日が記されていないのも不審である。「書置」が覚書的な性格をもつものだとしても、日付などの明記のない文書では、〈荒序〉という、狛氏において最も重要な秘曲の相承に関わるものとして、信頼のおけるものとはいえないのではないか。

実際に近真がこの「書置」を残した可能性も否定できないが、「書置」の内容が真葛のおかれた状況と符号するものであったことを勘案すれば、この「書置」なる文書は、真葛かまたはその周辺で、真葛流の正統性を支えるため、「近実」の意志を示すものとして偽作されたものではないかとの推測もできよう。

この推測の当否を確かめる手だてはないが、『古記』からうかがえる範囲において、「書置」が、真葛流の正統性を支えるものとして機能していることは疑いのないところであろう。

『古記』**カ**が**オ**と**キ**の間にある意味については先に考えたので、次には**ク**〜**サ**が〈荒序〉記録**E**の前に置かれた意味について考えたい。

㉝までの記録では、兄光葛に対する、近真の「乙子」としての真葛の正統性を主張するものとしての意味を見出したが、㉞から真葛最後の所作である㊷までは、兄光葛の嫡男朝葛との関係がうかがえる。

ここで、㊱の文永十二年三月二十八日、時の権大納言西園寺実兼の今出川邸での〈荒序〉御覧の記事に着目したい。『古記』には、

同年（文永十二年）三月廿八日、西園寺大納言殿シテ荒序御覧アリ。

とあって、当日の舞御覧の様子を記すのみであるが、『體源鈔』の同日の記録には、「先日、朝葛御覧之由伝聞之間、依

令所望申也[28]」と注されている。『體源鈔』によると、㊱の五日前の三月二十三日に、今出川邸で実兼による朝葛の〈荒序〉御覧が行われている[29]。これと先の注記を併せ考えると、㊱の〈荒序〉御覧は、朝葛の〈荒序〉所作を伝え聞いた真葛が、実兼へ要望した結果行われたものだったことがわかるのである。

また、朝葛との関係でいえば、㊳㊴の記事も注意される。次に該当本文をあげる。

・『古記』シ〈荒序〉記録D㊳

(朱)第十四ト
弘安五年四月五日、八幡宮ニシテ異国ノ御祈ノタメ西大寺ノ思縁聖人ヲ以テ一切経転読アリ。新院御幸。荒序アリ。舞、真葛。八方。破、二反。笛景貞。笙政秋。大皷近秋。鉦皷朝葛。

・『古記』シ〈荒序〉記録D㊴

(朱)第十五ト
同七年四月五日、五年例ヲモテ又一切経行ナワル。又、新院御幸アリ。天奏頼近卿、政秋真葛ヲ召テ荒序笛ノ間事御尋アリ。存知之旨申上畢。(中略)舞ハ、真葛仕ツルヘキヨシ度々雖被仰下、アイタワル事候上、朝葛未節ニ相之由アナカチ所望申間、重経奏聞テ、代官ニマワセ畢。此条尤可思知物也。上下不審成畢。大皷真葛打畢。八方ノ様打。政秋嫡景秋フカセテ、政秋大皷ヲツカマツルヘキヨシ、度々所望雖申ト、ツヒニシ畢。

この二条は、弘安五年[30]・同七年[31]の、いずれも西大寺思縁上人叡尊を導師とし、亀山院の臨幸を得て石清水八幡宮で行われた蒙古調伏の祈祷の折のものである。

ことに注目すべきは㊴で、真葛が所作をすべきであると(院から)度々の仰せがあったが、「アイイタワル」事があった上に、朝葛が「アナカチ」に所望したので、朝葛は真葛の代官として〈荒序〉を舞った、と記されていることである。この行事での朝葛の〈荒序〉所作は『體源鈔』により確認されるが[32]、㉕から㊷までのうち、この記事にのみ真葛が〈荒序〉を舞ったことが見えず、〈荒序〉の太鼓を受け持ったことが記されている。

たとえ太鼓であっても真葛の〈荒序〉所作とみなして、「第十四ト」との注記が付されたかと思われるが、これ以外の記録では、すべて真葛が〈荒序〉を舞っていることを考えれば、この記事の特異性が理解されよう。

㊳で真葛が〈荒序〉を舞っていることと考え合わせると、㊴は、叡尊による二度の調伏祈祷という、国家の存亡に関わる場、舞人にとっては最も名誉となる晴れの場において、一度目の祈祷では〈荒序〉を所作した真葛が、二度目の祈祷においては舞わなかったことの理由付けをしているとも考えられる。すなわち、二度目の時も真葛が所作すべきであったが、同席した朝葛が所作を強引に主張したために、真葛が舞うこ

とができなかった、とするのである。

ここで㊴の傍線部に着目すべきであろう。これは、強引に所作を行った朝葛の行為に対する疑義と不審を示したものといえるが、ここからは、朝葛の行為の不当さを指摘し、翻って自らの正統性を主張しようとする態度がみてとれるのではないか。

このように、『古記』シ〈荒序〉記録Eには、真葛より十七才年少でありながらも、狛氏嫡流の流れを継ぎ、真葛よりは少ないながら〈荒序〉の所作をも行っていた朝葛への対抗意識がうかがえる。

〈荒序〉記録Eのこうした傾向を考慮に入れ、『古記』ク～サがその直前に配された意味について考えてみよう。

『古記』ク～サが〈荒序〉記録㉟と㊱との間に挿入されることで、〈荒序〉記録には、一つの句切れが生じる。すると、ク～サの直後にあり、朝葛への〈荒序〉御覧に対抗してなされた㊱は、他の記事よりもその存在が際立つことになるのではないか。逆からいえば、㊱の記事のもつ意味を知っていた者が、この記事に着目し、ク～サをここに挿入したのではないかと考えることもできよう。

これらのことからすれば、〈荒序〉記録と記録の間に存する記事は、真葛流にとって光葛・朝葛の流れとの関係を示す意義を持つ記録の前、あるいは後に配されている傾向があるといえよう。

〈舞譜〉裏書は、分割されて〈荒序〉記録の間に挿入されたと思われるが、なぜこうした形に分割されたかについては不明である。ただし、『古記』のク～サ・ス～ツは、〈舞譜〉裏書でも項目間にほとんど空白がない形で連続して記されているので、それらが一つのまとまりをもったものと認識されて、〈舞譜〉裏書から『古記』へと書き写されたと考えても差し支えないであろう。

さて、㊷で真葛の所作記録が終わり、この後には〈舞譜〉裏書の残りの項目ス～ツ、『教訓抄』と類似したテ・トがあり、ヌ「陵王相伝」となる。

このヌ「陵王相伝」は、狛氏での真葛・朝葛に至る《陵王》相伝の系譜である。

陵王相伝

尾張浜主　生年百十五。

狛光高　従浜主至光高百四十年。此間不智伝。

則高　此間、大友信正可有伝歟、不分明。

光季

光則―則助―光助―光行

光時―光近―光真―近真―真葛

光葛―朝葛

この系図によると、光葛は、近真の前代で近真の実兄でもある光真より相伝したことになっている。光葛は近真の臨終間際に、真葛とともに〈荒序〉を伝受していることからすれば、ここには何らかの錯誤が存するかとも思われる。しかしながら、朝葛の『続教訓抄』に、光真が光葛を養子として家の口伝を伝えた、とあることを考慮すれば[33]、光真から光葛への相伝は朝葛の認識と一致するものといえ、誤りとはいいがたい。

ただし、光真から光葛への相承を示した結果、右の系図は、近真から真葛のみへ相伝が行われたことを示す形となり、真葛が近真の唯一の後継者であるかのような印象を与えるようなものとなっている。

系図によって、積極的に真葛の正統性を示そうとしたかどうかは不明ながら、偶然の結果ではあるとしても、近真から真葛への相伝が意識づけられることになっているといえる。

さて、ヌまでで『古記』はいったん完成したと考えられ、紙背の年記から、それは嘉元二年以後間もなくと思われる。

これまでみてきたように、『古記』が真葛流の正統性を主張する特質をもったものとするならば、『古記』の成立は、真葛流の楽統の継承と関わっているのではないかと推測される。

真葛には繁真[34]・季真の二子があるが、嫡男繁真は真葛存命中の弘安元年に、二十五才で亡くなっている[35]。繁真の子久繁は、真葛の「嫡孫」として、永仁元年（一二九三）に興福寺威儀師慶誉より「正文」としての〈荒序〉譜を与えられているが[36]、正安二年（一三〇〇）に、父繁真と同じく二十五才で亡くなってしまう[37]。

久繁にはその跡を継ぐべき子がなかったようで、久繁没後の真葛流は、『古記』末尾に〈荒序〉所作記録をのせる真葛第二子の季真が継いだと思われる。

『古記』紙背の年記は、久繁没後から四年を経ているので、『古記』の成立が真葛流の継承と関わっているとすれば、季真への楽統の継承はこの頃に行われたものか、あるいは、真葛流は久繁没後間もなく季真へと相承されたが、それから四年を経てから『古記』を編むべき何らかの理由が生じたか、という可能性などが考えられるが、久繁の没年と『古記』の成立の間の時間のずれについては、今のところ明確な答えを見出せない。

『古記』末尾のネは、それまでとは別筆で書かれている。いずれも季真による〈荒序〉所作で、年記の明確な㊸は『古記』紙背の年記から十三年を経たものである。

㊹㊺の記事には年記がないため、『古記』による限りいつのものかは不明であるが、『體源鈔』の記事を参照すると、年時の推定が可能である。『古記』㊹㊺と、対応する『體源鈔』の記事を対照してあげる。

・『古記』ネ〈荒序〉記録F㊹

日吉塔供養、荒序ナリ。季真舞、八方。楽人等、笛、景朝。生(ママ)、兼秋。大皷、光栄。鉦皷、真仲等。

・『體源鈔』巻十三「代々公私荒序所作事」

元徳元年（一三二九）四月廿三日、日吉塔供養。荒序。舞〈季真。第二、八方。〉笙〈兼秋、第六度〉。笛、景朝、初。大皷、光栄。

・『古記』ネ〈荒序〉記録F㊺

旬節会。荒序ナリ。季真、舞。楽人等、笛、景光。生(ママ)、龍秋。大皷、光栄。鉦皷、真仲以下。

・『體源鈔』同

建武元年（一三三四）四月二日、〈或曰、一日、依雨延引。〉内裏旬節会。荒序。舞〈季真(第五)。八方。破二切。〉笙、〈龍秋(初)。、四十四才。器、太子丸。〉笛〈景光。第十二度。〉大皷、光栄。鉦皷、真仲。

㊹㊺ともに、『古記』と『體源鈔』で舞人、楽人の記述が一致しているので、どちらも同日の記録であるとみなしてよいであろう。したがって、㊹は元徳元年四月二十三日、㊺は建武元年四月二日のことであると推定できる。

また、『體源鈔』での季真の所作に対する注記から、㊹㊺は、それぞれ季真の二度目、五度目の〈荒序〉所作であることがわかる。

『體源鈔』によれば、季真の六度目の所作は㊺の五ヶ月後の九月二十三日である。(38) これが『古記』に載せられていないことからすると、『古記』の成立は、季真の五度目と六度目の所作の間、建武元年四月から九月の間となろうが、この所作よりも後に、季真のすべての〈荒序〉所作のなかから㊸㊹㊺のみを抽出したという可能性もあるので、『古記』の成立は、㊺の所作より後の建武元年以降と考えておきたい。

ともあれネの記録は、季真が真葛流を継いで後、その正統な継承者であることを証づけるものとして、『古記』末尾に記されたと思われる。

『古記』は、既述のように真葛流の正統性を支える性格をもっていると思われる。真葛流は季真に継承されることになるが、季真自身と『古記』の内容との間には、何らかの関連が見出せるだろうか。

このことを考えるために、㊸をとりあげる。

㊸と同日の記録とみられるものが『體源鈔』に存するので、『古記』の記事とあわせて次に掲出する。

・『古記』ネ〈荒序〉記録F㊸

文保二年二月十五日、常楽法花会。荒序、季真舞。楽人等、笙、修秋。笛、景光。大皷、兼秋。鉦皷、季賢等。但八方ナリ。入舞、大膝突、破、二反ナリ。

・『體源鈔』

文保二年二月十五日、常楽会、別当大乗院良覚。荒序舞。

〈季真、初依衆議、以朝葛和談之儀、舞之。八方。但不分明。相伝歟之間、舞不相似。〉笙〈修秋、第三度〉。笛〈景光、第五度〉。大鼓〈兼秋〉[39]。

『體源鈔』の季真への注記により、㊸が季真の初めての所作であったことが知られる。時に季真は五十三才であった。『古記』に関係する人々の初めての〈荒序〉所作が、真葛が十三才、朝葛が十六才、光葛は二人に比して遅く三十三才であったことを考慮しても[40]、最初の所作としては非常に遅いといえる。

では、なぜ五十三才に至るまで季真の〈荒序〉所作がなかったのだろうか。真葛嫡流を継ぐことになった。季真が真葛流により、季真は真葛嫡流の繁真・久繁が亡くなったことを継いだ後も、光葛の子朝葛がおり、真葛が正応元年に亡くなった後は、季真の初度の所作である文保二年までの〈荒序〉所作は、朝葛が独占している[41]。

季真は、真葛嫡流で道を相承すべき者が絶えたために真葛流を継いだものの、真葛より年長の光葛の流れを継いだ朝葛がいたのである。つまり、自らの流れより優越する嫡流の者がいたために、季真は〈荒序〉所作ができなかったものと思われる。

『體源鈔』の傍線部に、「以朝葛和談之儀、舞之」とあることから、季真が初めて〈荒序〉を舞うにあたっては、朝葛と事前に何らかの協議を行ったことがうかがわれる。

協議の内容は明らかではないが、先のエ「書置」を参考にすれば、この「和談」とは、嫡流の者が舞うべき〈荒序〉を、嫡流の朝葛がいるにも関わらず、庶流にあたる季真が〈荒序〉を舞うことについて、朝葛の了解を求めたものではないかとも推測される。朝葛が季真の所作を認めるにあたっては、「衆議」すなわち興福寺僧の意向も影響したようである[42]。ともあれ、「書置」によって、季真の状況を説明することが可能なのである。

また、エは真葛の〈荒序〉伝受、所作の正統性を主張するものとしての意味づけが可能であったが、「書置」(3)にあるように、家を継ぐべき「子々孫々」の者がいなかったために家を継ぎ、また家を継いで後も嫡流の者がいたために、〈荒序〉の所作をしなかった(許されなかった)という、季真の状況とも重なるといえるのである。

先に、『古記』の真葛の〈荒序〉記録には、光葛の子である朝葛への対抗意識がうかがえることを指摘したが、季真も十七才年長の朝葛を意識していたようである。

興福寺所蔵『大乗院御門跡御文庫古文書写』には、興福寺末寺であった長谷寺の童舞での陵王の師を季真、朝葛のどちらが務めるかについて、季真の希望と大乗院の意向などにより、季真を童舞の師にすべきと定めた由の御教書が見える[43]。このことからすれば、季真も朝葛を強く意識していたことがうかがわれる。

『古記』は、兄光葛と朝葛に対する真葛の正統性を主張する性格をもつと指摘したが、右のような事情を勘案すると、『古記』の内容は、真葛流を継いだ季真自身の〈荒序〉所作や伝受、朝葛に対する正統性をも訴えるものともなっているといえよう。

このように考えれば、近真末子で、いわば庶流的存在である真葛の正統性を主張する近真の「書置」をもち、〈荒序〉所作記録の間に〔舞譜〕裏書を光葛・朝葛との対照がきわだつ形に挿入した『古記』の編纂には、真葛流の嫡孫久繁没後の正安二年以降にその流れを相承した季真が関与していたのではないかと考えられる。

つまり、『古記』は、真葛流ひいては、季真へと至る流れの正統性を主張するために編まれたものかと推測されるのである。

おわりに

以上、本稿では、『古記』について検討してきたが、その結果、『古記』は、もともと〔舞譜〕裏書から〈荒序〉所作記録を抜き出し、そこに真葛の所作を書き継いでいったものをもととし、さらに〈荒序〉記録以外の〔舞譜〕裏書、「書置」などを加えることで成り立っていることが明らかになった。

あわせて、『古記』には、〔舞譜〕以後の記録や、家の正統性を主張する「書置」や系図などが含まれていることから、『古記』が全体として、近真の流れを受け継ぐ正統な家としての真葛流、ひいては真葛の流れを受け継ぐ季真の正統性を主張するものとしての意味をもつことも推定した。

前稿では、〔舞譜〕から『舞楽手記』が生成していく過程について考察したが、本稿での考察と併せ考えると、〔舞譜〕は、表に存する楽譜が『舞楽手記』の生成に関わり、その裏書は『古記』へと取り込まれ、家の正統性を主張する楽書の母胎となったことになる。

これを〔舞譜〕の側から考えれば、表書と裏書の双方が、秘伝の相承に関わる楽書の生成に用いられたことになり、近真筆の〔舞譜〕という楽書が、近真以降の楽統においていかに重視されたかを示していることになろう。

中世において多くの楽書が編まれるが、楽書がどのようなものをもととし、どのような経緯で成立するのか、その生成の実態については明らかになっていないことが多い。

〔舞譜〕と「春日楽書」中の二つの楽書『舞楽手記』『舞楽古記』との関係について考えた前稿及び本稿において、そうした楽書生成の実態の一端を明らかにすることができたように思う。

さらには、近真の遺した楽書を中核に、それを母胎として、狛氏及び狛氏の周辺であらたな楽書が編まれていく、南都での楽書生成の一端をも示し得たのではないかと思われる。

末筆ながら、貴重な資料の調査・閲覧をご許可下さった宮内庁書陵部、春日大社、上野学園大学日本音楽史研究所はじめ、各図書館・文庫の方々に心よりお礼申し上げます。

注

(1)「春日楽書」については、『日本古典音楽文献解題』(講談社、昭和六二年、「春日楽書」項は、福島和夫氏執筆)、平出久雄氏「楽所補任私考」(『東洋音楽研究』二、昭和一二年)、福島和夫氏「楽人補任とその逸文について」(『日本音楽史叢』、和泉書院、平成一九年、初出昭和五三年)、「狛近真の臨終と聖宣」(同書、初出昭和五七年十一月)、第十回特別展観解題目録『中世の音楽資料—鎌倉時代を中心に—』(上野学園日本音楽資料室〈現上野学園大学日本音楽史研究所〉、昭和六一年)、櫻井利佳氏「春日大社蔵〔楽記〕について、付、紙背〔打物譜〕翻刻」(二松学舎大学21世紀COEプログラム『雅楽・声明資料集　第二輯』、平成一九年)等参照。

(2)福島和夫氏「春日楽書と狛系楽書群について」(東洋音楽学会第三三回大会記録、『東洋音楽研究』四八、昭和五七年)、注1櫻井氏論考参照。

(3)拙稿「宮内庁書陵部蔵『陵王荒序』考—『教訓抄』との関連について—」(池上洵一氏編『論集　説話と説話集』、和泉書院、平成一三年)、「宮内庁書陵部蔵〔羅陵王舞譜〕—解題と翻刻—」(『日本伝統音楽研究』一、平成一六年)参照。なお、宮内庁書陵部において本舞譜は『陵王荒序』と称されているが、譜の内容から〔羅陵王舞譜〕と呼称する。

(4)拙稿「秘伝の相承と楽書の生成(1)—〔羅陵王舞譜〕から『舞楽手記』へ—」(『詞林』四四、平成二〇年)。

(5)近真の息への〈荒序〉伝授の経緯とそこでの聖宣の働きについては、前掲注1福島氏「狛近真の臨終と聖宣」に詳しい。

(6)前掲注3参照。

(7)「春日楽書」については、前掲注1参照。

(8)これについては、「田安徳川家蔵楽書目録—その資料的意義—」(『東洋音楽研究』四一・四二、昭和五二年)に解題がある。

(9)前掲注1、及び宮崎和廣氏「『教訓抄』の撰述資料について—『楽記』をめぐって—」(中央大学『大学院研究年報』二〇、平成三年)、なお、前掲注1『中世の音楽資料』には、春日楽書(1)(2)(3)(5)の伝本による対照表が付されており、有益である。この表は、注1櫻井氏論考にも転載されている。

(10)鈴木淳氏「田藩文庫考」(国文学研究資料館編『田藩文庫目録と研究』青裳堂書店、平成一八年)。

(11)藤原重雄氏「都市の信仰—像内納入品にみる奈良の年中行事—」(『中世の都市—史料の魅力、日本とヨーロッパ』東京大学出版会、平成二一年)。

(12)前掲注11参照。

(13)ただし、ア③は春日本では欠落しているので、内閣本に拠った。

(14)(　)は判読不能字、〔　〕は残画による類推、□は虫損をあらわす。

(15)前掲注1平出氏論考参照。

(16)この箇所は春日本では欠落しているので、内閣本に拠った。

(17)引用は、日本思想大系『古代中世芸術論』に拠る。

(18)ただし⑬では、三者のうち誰も奏せず、光則が師となって教え

た忠基が荒序の笛を吹いている

(19)㊱㊲にもそれぞれ「建治ニかわる」、「弘安にかわる」との注記がある。

(20)『體源鈔』の引用は、東北大学附属図書館蔵狩野文庫本に拠る。

(21)この間の事情については、前掲注1福島氏、櫻井氏論考、注4拙稿参照。

(22)『楽所補任』寛元二年条。

(23)『體源鈔』巻十三「代々公私荒序所作事」。

(24)注23に同じ。

(25)注23に同じ。

(26)順良房聖宣『舞楽府号抄』に、「住関東棄職」とある。

(27)注23に同じ。

(28)注23に同じ。

(29)注23に同じ。

(30)正しくは、弘安四年八月十二日(『一代要記』『八幡愚童訓』『體源鈔』、『続史愚抄』など)。『古記』の日付は、次の㊴「弘安七年四月五日」から類推したものかもしれない。

(31)『勘仲記』『體源鈔』によれば、四月四日。

(32)『體源鈔』巻十三「代々公私荒序所作事」弘安七年四月四日条。

(33)第七冊「左舞伝来事」。

(34)日本古典全集本『體源鈔』巻十三「狛氏系図」には「敏真」とあるが、狩野文庫本によれば、「繁真」である。

(35)『體源鈔』巻十三「狛氏系図」に「弘安元三廿三、醍醐桜会時、被討了。廿五。為武蔵房云々。武蔵房同被討云々」とある。『楽所狛氏大系図』も同内容を記す。

(36)「羅陵王」奥書(「春日楽書」所収『輪台詠唱歌外楽記』)。

(37)注35に同じ。「正安二十五死。廿五。為盗人」。

(38)注23に同じ。

(39)注23に同じ。

(40)注23に同じ。

(41)注23に同じ。

(42)『大乗院御門跡御文庫古文書写』(末柄豊「興福寺所蔵『大乗院御門跡御文庫古文書写』」科学研究費補助金研究成果報告書『興福寺旧蔵文書による古文書と古記録との関連についての史料学的研究』所収、〔研究代表者:安田次郎、平成二〇年〕)には、「□(大乗院)季真為当院家譜代御坊人由事」という、季真と興福寺大乗院との関連を示す記述がみられる。なお、本史料の存在については福島和夫氏よりご教示を得た。記して感謝申し上げる。

(43)前掲注42参照。当該報告書によれば、この箇所は成簣堂文庫本大乗院文書古文書五一を書写したものかとされるが、これに該当するかと思われる「興福寺伶人争論記録其他」は、現在欠本である(荻野三七彦編『「大乗院文書」の解題的研究と目録』(財団法人石川文化事業財団お茶の水図書館、昭和六〇年)。

〈付記〉本稿は、平成二十一年度科学研究費補助金(20820057)による研究成果の一部である。

(なかはら・かなえ　神戸学院大学准教授)

〔関係系図〕

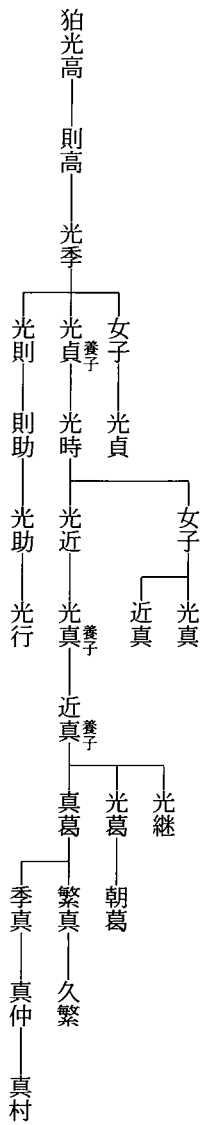
狛光高
則高
光季
光則
則助
光助
光行
光貞
養子
光時
女子
光貞
光近
光真
養子
近真
養子
真葛
光葛
光継
季真
繁真
朝葛
真仲
久繁
真村
女子
近真
光真